

練馬区地域福祉計画（令和２年度～６年度）（素案）
に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の募集等

区民意見反映制度（パブリックコメント）

意見募集期間 令和元年 12 月 11 日から令和 2 年 1 月 17 日まで

意見提出者数 12 名

関係団体への説明

参加者総数 146 名

2 寄せられた意見

意見総数 48 件

意見の内訳

分 類	件数
計画素案全体に関すること	3
施策 1 区民との協働と地域の支え合いを推進する	8
施策 2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	7
施策 3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める	3
施策 4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する	6
施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する	21
合計	48

3 意見に対する対応状況

区分	内 容	件数
	意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	2
	素案に趣旨を記載しているもの	39
	素案に記載はないが事業等において既の実施しているもの	5
	事業等を実施する際に検討するもの	2
合計		48

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

	意見の要旨	区の考え方	対応区分
計画素案全体に関すること			
1	住みやすいまちづくりについて、障害者団体もその一助となり協力していきたい。	基本理念のひとつとして「協働」を掲げています。関係団体や区等が主体的に取り組み、相互に尊重し、協力しながら福祉のまちづくりを推進します。	○
2	地域福祉の担い手が減少する中で、制度は何をどこまで保障しているのか、区の役割を明確にしたうえで区民に何を求めているのかを示すべき。	福祉サービスの内容は、各制度の法律に基づき、分野毎の事業計画で示しています。 区内では、地域と連携した、「街かどケアカフェ」や「地域おこしプロジェクト」など、地域課題に対応する多彩な活動が生まれています。本計画を通じ、区民の自由な発想に基づく、新たな自治の創造の芽生えとなるこれらの取り組みが、区内の至るところで活発に行われるよう支援します。	○
3	障害者への支援体制を整えてほしい。障害を個人や家族の問題にせず、地域や社会で問題にしていくべき。	具体的な支援体制については、障害分野の個別計画で整備を進めています。 基本理念のひとつに「共感」を掲げています。人や暮らしの多様性への気づきを広げ、多様な意見を反映させることで、「ともに支え合うずっと住みたいやさしいまち」の実現を目指します。	○
施策1 区民との協働と地域の支え合いを推進する			
4	社会福祉協議会のネリーズについて掲載されているが、区の計画と社協の事業の関係がよくわからない。	社会福祉協議会では、地域活動団体や住民とともに、つながりのある地域づくりを進めています。区は、計画をより効果的なものとするため、社協と連携を図りながら取組を進めます。	○
5	地域における助け合いの輪を	地域での支え合いの力を高めるため、	

	<p>広げ、区民同士の横のつながりを作る活動を行う団体があるとよい。また、活動場所の確保などの支援をしてほしい。</p>	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、地域支援ネットワークの構築を進めています。また、区民協働交流センターの事業等を通して、NPO法人やボランティア活動団体の活動を支援します。</p> <p>気軽に集まれる場については、区民に身近な地域に増設するなど、事業の充実に取り組みます。</p>	
6	<p>現在の町会・自治会のあり方では転入者にどうアピールしても会員が増えるとは思えないので、抜本的な見直しが必要である。</p>	<p>加入案内の方法を工夫し、会員を増やしている町会・自治会もあります。区では、こうした加入促進に関わる成功事例などを意見集としてまとめ、全町会・自治会に周知しています。</p> <p>引き続き、区民事務所での転入者への加入案内、不動産事業者による仲介時の加入案内などを通して、持続可能な町会・自治会運営に向けた体制作りを応援します。</p>	○
7	<p>民生・児童委員の担い手が不足している。平日、日中の人口が減少している地域でどのような体制を構築するのか、報酬を含めた見直しが必要である。</p>	<p>令和元年12月1日現在、区の民生・児童委員の定数に対する充足率は98.8%であり、他自治体と比較して高い充足率となっています。</p> <p>引き続き、町会・自治会等の地域団体との連携や、活動内容や仕事の魅力を周知することにより、担い手の確保に努めます。</p>	
8	<p>地域活動に必要な資金と場所をどのように支援するのか。こどもカフェ、街かどケアカフェ、相談情報ひろばと分散させるのではなく、こども食堂や民間カフェなどの今ある活動を支援しつつ、今後は統合した形態を模索すべき。</p>	<p>区では、「地域おこしプロジェクト」や「やさしいまちづくり支援事業」を実施し、区民自らが主体となる企画提案に対して補助金を交付しています。活動場所については、地域集会所等の区立施設の貸し部屋を利用することができます。</p> <p>気軽に集まれる場については、区民に身近な地域に増設するなど、事業の充実に取り組みます。</p>	○

9	<p>「街かどケアカフェ」のサロン型では、地域づくりまで担っている団体もある。「相談情報ひろば」には、地域づくりまでの働きかけが期待され、初期費用・運営費補助がある。「街かどケアカフェ」の地域サロン型に対する家賃補助等を検討すべき。</p>	<p>区は、介護予防等の事業を行っており、運営が自立している団体と街かどケアカフェ連携協定を締結し、周知・広報等の支援を行っています。また、区では、「地域おこしプロジェクト」や「やさしいまちづくり支援事業」を実施し、区民自らが主体となる企画提案に対して補助金を交付しています。</p>	
10	<p>気軽に立ち寄れる場について、人が同じ日時・場所に集まることは難しいと思う。困りごとや意思表示ができる場を任意の時間・場所で行えるインターネット上につくれないだろうか。</p>	<p>気軽に立ち寄れるカフェやひろばは、子どもから高齢者まで様々な方にご利用いただいています。</p> <p>区では、スマートフォンの専用アプリで道路や公園遊具の不具合などを投稿できる「ねりまちレポーター」を募集しています。区民と区、区民同士が不具合等の情報を共有することができます。</p>	
11	<p>当事者とともに活動することが「やさしいまち」の基本であるため、ネリーズのメンバーに障害者を入れてほしい。</p>	<p>ネリーズは、近隣の方々とつながることで、誰にでも暮らしやすい地域づくりを目指している地域の方々であり、障害のある方もネリーズの一員です。</p>	
<p>施策2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる</p>			
12	<p>生活保護受給者の自立について、法律相談の利用や生業の開始、個人情報の保護、各種の審査請求は、受給者の実情に寄り添った支援や管理などをお願いしたい。</p>	<p>総合福祉事務所では各種研修の実施や専門員の配置等により、生活保護受給世帯が抱える課題や個々の状況に応じたきめ細かなサポートを行っています。</p> <p>引き続き、生活保護受給世帯への自立支援の充実に取り組みます。</p>	○
13	<p>障害のある方、高齢者、ひとり親家庭等が住居差別なく賃貸住宅に入居できるよう、相談窓口を設置し、周知をしてほしい。</p>	<p>住まい確保支援事業（民間賃貸住宅の空き室情報の提供）によって高齢者など住まいの確保に配慮を必要とする方への支援を行っています。窓口は4か所の総合福祉事務所です。</p> <p>引き続き、区報や区ホームページへ掲載するほか、地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターなどでチラシ</p>	○

		を配布し、事業の周知に取り組みます。	
14	安定した生活を送るためには支援が切れ目なく提供されることが大切なため、制度や組織のあり方など、行政の縦割りの改善を目指すべき。	様々な悩みや課題を抱える世帯が社会的に孤立しないよう、各相談機関が連携して支援に取り組んでいます。今後、福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターを配置するなど、複合的な課題に対応する寄り添った支援体制づくりを進めます。	○
15	現状の縦割り行政では、複合的な課題を抱える当事者が声をあげなければ見落とされてしまう可能性が高い。地域包括支援センターを高齢者のみならず、子ども、障害者、若者も含む基幹センターとすべき。	子育てについては子ども家庭支援センター、介護については地域包括支援センターなど各専門機関が相談に応じています。複合的な課題を抱えて困っている方々が、どの窓口にも相談しても関係部署が連携して、本人・家族に寄り添って継続的に支援する体制づくりを進めます。	○
16	保健福祉サービス苦情調整委員に指導監査命令等の権限が付与されていないため、権限の拡充やクレーマーへの対応を検討すべき。	委員の職務として、必要と認める場合に、事業者に対する是正勧告、意見表明を行い、必要な措置や報告を行わない場合は、区長や教育委員会にその旨を報告することが条例に規定されています。	
17	災害時には、外国人や子ども、女性、一人暮らしなどの「災害弱者」が想定以上に発生するため、可能性を広げて対応する必要がある。 避難所に路上生活者が入れなかった事例もあるので、避難所を運営する側にも人権に基づく対応が求められる。	地域防災計画により、災害時要援護者対策や女性の視点による災害対策を推進しています。 避難所では、様々な方が避難してくることを想定しており、多様な避難者に配慮した運営を行います。避難所運営に携わる職員に対しては、対応力を向上させる研修等を実施しています。	
18	障害者が賃貸住宅を借りようとしても断られてしまう。「ずっと住みたいやさしいまち」を目指すには、住まい確保支援に真剣に取り組み、貸主に啓発してほしい。	区では平成 31 年 4 月に練馬区居住支援協議会を設置し、住まいの確保に配慮が必要な方々への支援策について不動産団体や福祉関係団体と協議を行っています。また、賃貸物件の所有者や不動産の仲介業者に住まい確保支援事業のチラシ	

		を配布し、協力を依頼しています。 引き続き、機会を捉えて協力を依頼するとともに、住まい確保支援事業の充実に取り組めます。	
施策3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める			
19	本計画は、ユニバーサルデザインについて、高齢者や障害者が使いやすいバリアフリーと捉えている面がある。もっと広く考えて欲しい。	ユニバーサルデザインについては、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい都市施設や製品、教育、文化、情報提供等に関する幅広い取組と考えています。 引き続き、ユニバーサルデザインのまちづくりについて、区民、事業者の理解を深める取組を進めます。	○
20	光が丘区民センターの誰でもトイレに大人用ベッドがあり、大変ありがたく利用しているが、公園や図書館などには設置がなく不便を感じている。大人用ベッドの設置を進めて欲しい。	大人のおむつ替えができる大型折りたたみベッドについては、練馬区福祉のまちづくり推進条例で床面積の合計が5,000㎡以上の公共施設や商業施設等を新たに建築する際に設置を義務付け、整備を進めています。 区立施設については、大規模改修等の際にバリアフリー改修に取り組んでいます。大型折りたたみベッドについては、規模に限らず必要な改修に努めるとともに、構造的に改修が困難な場合は代替措置を検討します。	○
21	駅、公共施設、商業施設などには必ず誰でもトイレが設置されるようになったが、大人がおむつ替えできるベッド等がある施設は少ない。今後、計画する施設には折りたたみ式でも良いので設置して欲しい。	商業施設や医療施設等については、誰でもトイレや大型折りたたみベッドの設置など改修費用の一部を助成し、事業者に対し既存建築物のバリアフリー化を促していきます。	○
施策4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する			
22	エスカレーターの利用者に対し、歩かずに立ちどまるなど、乗り方のマナー向上の普及啓発について、計画に盛り込んでいただきたい。	エスカレーターの乗り方マナーの向上については、周囲の方の気づきや理解が重要です。区が発行する情報紙に掲載するなど、注意喚起や普及啓発に取り組んでいます。 ご意見を踏まえ、やさしいまちの情報発信の文章にその趣旨を追記します。	

23	外見からでは、障害者とわかりにくい人もいることへの理解を深めていってほしい。	多様な人が社会参加をする上でのバリアについて理解し、支え合うことができるよう、区民一人ひとりが心のバリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めるための取組を進めます。	○
24	練馬の地域事業者を集めた「ねりまユニバーサルデザインアワード」や、事業者向けの専門セミナーを開催するなど、ものづくりをする大人向けのイベントを開催してほしい。	区民、事業者等との協働によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、必要な知識や技術を学ぶ講座を開催しています。 産業部門と連携し、関係者のご意見を伺いながら、ご提案も含め事業の充実を検討します。	
25	多様な人が暮らしやすいまちづくりには人権が尊重される社会が不可欠である。子どもや障害者の権利条例等を制定し、人権問題と真摯に向き合う必要がある。	区は、子どもや障害者の権利擁護の視点を持ち、当事者の声を広く聞きながら事業を実施しています。条例の制定は考えていません。	
26	障害の有無に関わらず地域で自立した生活が送れるよう、社会・当事者の中にあるバリアの解消を積極的に行うべき。 学齢期以降の本人・家族がサービスや制度から取り残されている場合があり、支援が必要である。	誰もが地域の一員として社会参加できるやさしいまちづくりの取組を進めるため、心のバリアを取り除くために必要な知識や情報を広く発信しています。 区では、子育て、介護、障害などの各制度の狭間を埋めるため、各相談機関が連携して支援を行っています。区民に身近な民生・児童委員等とも連携しながら適切な支援につないでいきます。	○
27	ユニバーサルデザインやバリアフリー整備も大事だが、合理的配慮への理解を深めることも重要である。	区では、区民向けに障害者差別解消推進講演会を実施しているほか、行政や事業者に対しても、合理的配慮への理解を深めるための研修を実施しています。 本計画においても、配慮が必要な方への理解促進の充実に取り組みます。	○
施策5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する			
28	知的障害のある方への成年後見は、高齢者と比べて後見期間が	本人の状況に合った適切な後見人を選任するため、検討支援会議を開催し、後	

	<p>長く、費用の負担が大きい。身上監護を行うにも特性を理解する必要がある。</p> <p>高齢者とは異なる面が多い知的障害者の実態に即した支援を考えてほしい。</p>	<p>見人候補者とのマッチングを行います。</p> <p>また、後見人候補者の選択肢を増やすため、練馬区社会福祉協議会による法人後見の実施や市民後見人の育成、親族後見人の支援を行います。</p> <p>費用負担については、成年後見人への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に該当する方に、報酬を助成しています。</p>	
29	<p>金銭的負担の少ない社協等による法人後見や市民後見人の活用は正しいが、市民後見人の養成人数と受任件数はもう少し意欲的な数字であってほしい。</p>	<p>本人の状況に合った適切な後見人候補者の選択肢を増やすため、市民後見人の養成だけでなく、練馬区社会福祉協議会による法人後見の実施やNPO法人、親族への支援を一体的に進めていきます。</p>	
30	<p>社協を中核機関として位置付けるのは適切であり評価する。親族後見人に対する支援やNPO法人の活用と連携について強化してほしい。</p>	<p>中核機関による親族後見人への支援やNPO法人の活用と連携に取り組みます。</p>	
31	<p>どのようなケースが法人後見、市民後見人、専門職後見人に相応しいのか振り分けが重要となる。市民後見人が受任するケースの条件が厳しいため、在宅で暮らす人なども対象とし、区長申立以外の方についての受任を検討すべき。</p>	<p>専門職も参加する検討支援会議を開催し、本人と適切な後見人候補者とのマッチングを行います。</p>	
32	<p>成年後見制度を活用できない人が多い。助成金の増額だけでなく、報酬助成の対象拡大を検討すべき。</p>	<p>平成30年度から報酬助成の対象を区長申立以外にも拡大しています。</p>	
33	<p>社会福祉協議会を中核機関とすることには賛成だが、区からの委託であることの明記と、区の管理・監督について記載することが望まれる。</p>	<p>区は中核機関の設置主体として、運営主体となる練馬区社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用促進に取り組みます。</p>	

34	<p>相談員の成年後見業務における知識・スキルを育成または担保していく方策が必要であり、実務経験のある専門職である三士業（弁護士・司法書士・社会福祉士）の関与が必要である。</p>	<p>各種研修を受講するほか、専門職を含めた関係機関が参加する検討支援会議に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談業務に携わる職員が参加し、支援に必要な知識・スキルを育成します。</p>
35	<p>国が示している中核機関の具体的機能を明示する必要がある。従来の推進機関としての事業との違いが分かりにくい。</p>	<p>国が示している中核機関の機能は、広報 相談 制度の利用促進 後見人支援機能です。権利擁護センターが推進機関として実施してきた事業を引き続き実施し、地域連携ネットワークの構築をさらに進めます。</p>
36	<p>区による「ほっとサポートねりま」の運営支援について、何をどのように行うのか。また、区の財政措置を明確にすべきである。</p>	<p>区は中核機関の設置主体として、運営主体となる練馬区社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、運営に必要な費用を支援します。</p>
37	<p>「成年後見制度利用促進の連携体制の図」の地域の関係機関の中に、保健相談所を記載し、精神保健福祉分野も含めて支援体制を構築していることをアピールすべきである。</p>	<p>ご意見をふまえ、「保健相談所」の記載を図に追加します。</p>
38	<p>相談会の実施にあたって、実務経験のある専門職である三士業との連携を明確にすべきである。</p>	<p>事業番号 62「成年後見制度に関する講演会・勉強会」の項目に記載しています。</p>
39	<p>地域包括支援センター等の職員だけでなく、「ほっとサポートねりま」の相談員の対応力の向上も必要である。</p>	<p>各種研修を受講するほか、専門職を含めた関係機関が参加する検討支援会議に、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談業務に携わる職員が参加し、支援に必要な能力を育成します。</p>
40	<p>法人後見にはデメリットもある。あくまでも個人後見を補完するものであることを計画に明記し、区民に過度の期待をさせない</p>	<p>法人後見だけでなく、後見人の種別によって、それぞれメリット・デメリットがあるため、区民が特性を理解できるよう、周知・啓発に取り組みます。</p>

	配慮が必要であると考える。		
41	様々な団体の法人後見の乱立を認めることは、団体の評価をするにあたり、中核機関の負担が増大する。法人後見の実績があり、知識・経験の蓄積がある団体を選定する必要がある。	法人後見を実施する団体が乱立することは想定していません。練馬区社会福祉協議会において、新たに法人後見を開始します。また、区内で活動しているNPO法人等の活動を支援していきます。 専門職も参加する検討支援会議を開催し、法人後見の実績がある団体も含めた適切な後見人候補者と本人とのマッチングを行います。	
42	社協による法人後見の実施について、5年後の数値目標はあるか。今後設定するのか。	利用実績を踏まえ、必要に応じて数値目標の設定について検討します。	
43	市民後見人養成研修修了者数の数値目標が少なすぎる。	本人の状況に合った適切な後見人候補者の選択肢を増やすため、市民後見人の養成だけでなく、練馬区社会福祉協議会による法人後見の実施やNPO法人、親族への支援を一体的に進めていきます。	
44	市民後見人の養成と支援においても、三士業を活用すべきである。	従来から市民後見人養成研修の講師等としてご協力いただいております、引き続き、各士業の専門性を生かせる場面でのご協力をお願いします。	
45	市民後見人の受任件数を増やすため、専門職後見人から市民後見人に後見人を引き継ぐ、いわゆるリレー方式をもっと活用すべきである。	専門職も参加する検討支援会議を開催し、本人と適切な後見人候補者とのマッチングを行います。	
46	成年後見制度の利用相談や申立ての支援にあたって、親族の方による申立てが難しい場合など、専門職団体、特に三士業へ適任者の紹介依頼を行うこと等を明示してほしい。	従来どおり、必要に応じて、専門職団体へ適任者の紹介依頼を行います。	
47	後見人への支援について、これまでの支援のみでは、選任後の支	専門職も参加する検討支援会議において、後見人選任後の支援方針等について	

	<p>援として想定されている機能としては非常に弱い。実務経験のある専門職である三士業の活用が強く望まれる。</p>	<p>も検討していきます。</p>	
48	<p>区民が成年後見制度を利用したくない理由として、後見人の不正への不安が大きいと考えられ、その根底には後見制度への無理解がある。不正防止措置について記載する必要があると考える。</p>	<p>国の成年後見制度利用促進基本計画では、後見人による預貯金の不正な引出しを防ぐため、金融機関や専門職団体等の対応強化策について記載しています。</p> <p>区は、国の状況を踏まえ、成年後見制度の正しい理解を進めるため、周知・啓発に取り組みます。</p>	